

第3回京都府総合教育会議

平成28年3月10日(木)14時～15時
京都府庁1号館3階会議室

次 第

1 開 会

○知事あいさつ

2 協 議

○京都府教育及び文化等の振興に関する大綱（仮称）について

3 その他の議題

第3回京都府総合教育会議出席者名簿

職名	名前
京都府知事	やま だ けいじ 山田 啓二
京都府教育委員会教育長	お だ がき つとむ 小田垣 勉
京都府教育委員会委員 (教育長職務代理者)	はた まさ たか 畠 正高
京都府教育委員会委員	れい ぜい きみこ 冷泉 貴実子
京都府教育委員会委員	ひら つか やす のり 平塚 靖規
京都府教育委員会委員	うえ はら まさ あき 上原 雅明
京都府教育委員会委員	あん どう みきこ 安藤 実紀子

京都府教育及び文化等の振興に関する大綱（仮称・素案）

本格的な少子高齢社会を迎える、情報化やグローバル化が急速に進展するなど、社会構造が著しく変化しており、その中で、子どもの貧困や教育格差が指摘されるなど、教育を巡る状況も大きく変化しています。

このような状況のもと、子どもたちが将来自立し、社会を生き抜くことができるよう、一人ひとりに応じて、個性や能力を最大限に伸ばしていくことが重要になっており、すべての子どもたちが夢を持ち、安心して学ぶことができる環境を整えていかなければなりません。

また、誰もが持てる能力を発揮し、いきいきと暮らすことができる、そして多様性に富み、柔軟で躍動感にあふれた社会を実現することが求められています。

そのためには、長い歴史に育まれた地域に根差した伝統文化・芸術や、世界に誇る貴重な文化財を保護・継承し、新たな文化創造につなげることが重要です。また、健康で生きがいを持つためのスポーツに親しむ環境づくりや、生涯にわたって一人ひとりの個性と能力を伸ばすための生涯学習の環境づくりが必要です。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、京都府の教育及び文化などの基本方針について、子どもたちや保護者をはじめ府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

I 趣旨

京都府の教育や文化などについて、知事と教育委員会が、この大綱に基づき、基本的な認識を共有し、連携を密にして施策を推進することにより、振興を図ります。

II 基本方針

1 子どもたちが将来自立し、変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、一人ひとりに応じて、個性や能力を最大限に伸ばします。

(1) 勤労観・職業観、ライフデザインを考える力を育む

自分の特性を活かして、誇りと自信を持って社会を生き抜く力を身に付けられるよう、勤労観・職業観を育むとともに、就職、結婚や子育てなど自身のライフデザインを考える力を育みます。

(2) 確かな学力を育む

社会で自立し、将来の目標を達成することができるよう、幼児期での生活や遊びなどの体験を通して学んだことを基礎に、次のステップでしっかりと発展させ、知識だけでなく自分で考える力や応用する力を身に付けさせ、確かな学力を育みます。

(3) 規範意識やコミュニケーション能力など社会性を育む

より良い社会の実現に向けて、ルールやマナーなどの規範意識を高め、実際の行動に移すことができる力を育成するとともに、良い人間関係を築き、困難を自分たちで解決することができるよう、相手が何を求めているのか、どう考えているのかを理解して受け答えできるコミュニケーション能力などの社会性を育みます。

(4) グローバル社会に対応する素養を育む

グローバル社会で活躍できるよう、外国語でのコミュニケーション能力を育成するとともに、自然・歴史・文化など地域の多様性に触れ、社会の広さ・違いを理解する心や次世代へ継承すべき京都の伝統文化を守り育てる心など、グローバル社会で活躍する上で基礎となる豊かな素養を育みます。

(5) 一人ひとりを大切にし、行動する力を育む

人や地域社会とつながり、共生していくことができるよう、命の大切さや他者を思いやる心など、一人ひとりの尊厳と人権を尊重し、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、様々な人権問題に向き合い、自ら考え行動する力を育みます。

(6) たくましく健やかな体を育む

生涯にわたっていきいきとたくましく生きる力を身に付けられるよう、体力・運動能力の向上を目指すとともに、知育・德育・体育の基礎となる食育の推進や健康的な生活習慣の確立などにより、健やかな身体を育みます。

2 すべての子どもたちが夢を持ち、安心して学ぶことができる環境を整えます。

(1) 子どもの貧困への対応

子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくよう、学校をプラットフォームとした連携推進体制を構築するとともに、教育環境の整備・充実、学校における学習・個別支援、地域における支援、経済的支援など、就学前から小中高校生に至るライフステージに応じた子どもへの支援を総合的に行います。

(2) いじめ、少年非行、不登校などへの対応

いじめの早期発見・早期対応を徹底するとともに、担当教員が抱え込まず、学校全体で情報共有するなど組織的に対応します。

また、薬物乱用などの非行行為の防止・根絶へ向けて、専門機関や家庭とも連携しながら、子どもたちの心に届く取組を行います。

さらに、不登校などの子どもの状況に応じた支援をきめ細かく行います。

(3) 学校の教育力・組織力の向上

主体的・協働的な学習やＩＣＴの活用、小学校における外国語教育などの社会の変化に応じた新たな学習・指導方法や、薬物乱用などの生徒指導上の新たな課題に対応できるよう、教員の力量を高めるとともに、学校に心理や福祉、部活動などの教員以外の専門スタッフを配置し、連携・分担してチームとして取り組む体制を整備します。

(4) 地域と連携した学校づくり

学校と地域が協働し社会全体で子どもたちを育めるよう、保護者や地域住民による学校運営への参画や地域と連携した見守り活動、地域の活性化に貢献する取組を推進するなど、地域と連携した学校づくりを進めます。

(5) 安心・安全な学校づくり

子どもたちに危機対応能力を身に付けさせる防災・減災教育や交通安全教育を行うとともに、通学路の安全対策や耐震化をはじめとする防災対策など、安心・安全な学校づくりを進めます。

3 私学とともに学びの環境を整え、社会を生き抜く力を付ける教育を進めます。

京都の公教育において大きな役割を果たしている私学とともに、子どもたちが夢を持って安心して学ぶことができる環境を整え、変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を付けることができる教育を進めます。

4 京都が世界に誇る文化財の保護と活用、伝統文化の継承と新たな文化の創造、スポーツや生涯学習の環境づくりを府民目線から総合的に推進します。

(1) 京都が世界に誇る文化財の保護と活用

先人の技能と叡智、我が国の文化と歴史が結晶化された京都の文化財は、次世代へ引き継いでいくべき世界的価値を有する文化的資源であり、これを調査・研究し、保護・活用を図ることは極めて重要です。

京都の文化財の保護と、これを活かし価値を発信していくために、文化財の修理技能を有する事業者や後継者の育成、原料及び材料の確保、文化財を活かしたまちづくりや観光振興など、総合的かつきめ細やかな取組を知事部局と教育委員会が一体となって進めます。

(2) 京都の伝統文化の継承と新たな文化の創造

茶道、華道、香道、和歌をはじめ、着物や工芸など、京都の価値ある伝統文化、伝統的技能を後世へ継承するとともに、京都の優れた文化の発信・交流を促進します。

また、新たな文化創造を図るため、文化施設・社会教育施設の充実を図り、子どもたちをはじめとする府民が学習・体験する機会の提供、地域の文化芸術活動などに対する支援を総合的に進めます。

(3) スポーツに親しむ環境づくり

子どもから高齢者まで、府民が夢と希望を抱き、健康や生きがいづくりにつなげていけるよう、スポーツを「する」「観る」「支える」観点から、学校体育の充実、ジュニアアスリートの発掘・育成、トップアスリートや指導者の育成などの人づくりを進めます。また、障害者スポーツの振興、スポーツ施設の整備を進め、生涯にわたって様々な形でスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

(4) 学んだ成果を活かせる生涯学習の環境づくり

生涯にわたって学び、学んだ成果を地域社会に活かせるよう「新総合資料館（仮称）」や京都府立ゼミナールハウス、府立図書館など府立の社会教育施設と、府内の大学や研究機関、市町村などが設ける生涯学習施設とをネットワークで結び情報交流を促進するなど、生涯学習の環境づくりを進めます。